

# 令和5年度総合評価落札方式【業務】 評価項目等の見直し概要

令和5年5月 青森県 整備企画課

令和5年7月1日以降入札公告を行う業務から、総合評価落札方式に関する運用の手引きについて、下記のとおり一部見直しのうえ運用しますので、お知らせします。

## 1. 改定 総合評価落札方式の「標準型」の対象を拡大

「標準型」の適用の対象となる「業務の難易度が高く、評価テーマに関する技術提案を求めることによって品質向上が期待できる土木関係建設コンサルタント業務（複合業務は除く）」については、設計額1千万円以上を対象としていましたが、設計額5百万円以上に対象を拡大します。

設計額	土木関係コンサルタント業務			建築関係コンサルタント業務		
	標準型	簡易型Ⅰ	簡易型Ⅱ	標準型	簡易型Ⅰ	簡易型Ⅱ
1千万円以上	○	○	○	○	○	○
5百万円以上1千万円未満	○					

※「簡易型Ⅰ」においても、設計額5百万円以上1千万円未満の業務の一部を試験的に対象としています。

## 2. 改定 「標準型」の価格評価と技術評価の配点ウェイトを1：2に変更

難易度の高い業務を対象とする「標準型」について、技術評価を重視し、従来の配点ウェイトである1：1から1：2に変更します。

	見直し前			見直し後		
	価格評価点	技術評価点	ウェイト	価格評価点	技術評価点	ウェイト
標準型	60	60	1：1	30	60	1：2
簡易型Ⅰ	60	60	1：1	60	60	1：1
簡易型Ⅱ	60	60	1：1	60	60	1：1

## 3. 改定 優良建設関連業務表彰の対象業務箇所を青森県内に限定

企業及び技術者に対する国からの表彰の対象業務箇所を、従来の東北管内から「青森県内」を含むものに変更します。

## 4. その他

新型コロナウイルス感染症に係る「継続教育(取得単位)」の暫定措置を延長します。（別紙参照）

## 新型コロナウイルス感染症に係る総合評価項目の暫定措置について

<令和5年7月1日以降入札公告の工事及び業務に適用>

評価項目「(配置予定技術者の能力) 継続教育の取組状況」について、今年度の暫定措置として、以下のとおり運用します。

証明日を令和4年3月31日に限定せず、過去4年間（平成30年4月1日から令和4年3月31日まで）のうち任意の1年間（例えば、平成31年1月から令和元年12月まで など）に取得した単位（ユニット）数を有効とします。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／過去4-5年間のうち任意の1年間 60 ユニット／過去5-6年間のうち任意の2年間 90 ユニット／過去6-7年間のうち任意の3年間 120 ユニット／過去7-8年間のうち任意の4年間 150 ユニット／過去8-9年間のうち任意の5年間
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ユニット／過去4-5年間のうち任意の1年間 250 ユニット／過去8-9年間のうち任意の5年間
建設コンサルタンツ協会	CPD 制度	50 単位／過去4-5年間のうち任意の1年間
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／過去4-5年間のうち任意の1年間
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／過去4-5年間のうち任意の1年間
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／過去4-5年間のうち任意の1年間
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／過去4-5年間のうち任意の1年間 150CPD 時間／過去6-7年間のうち任意の3年間
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／過去4-5年間のうち任意の1年間
日本造園学会	造園 CPD 制度	50 単位／過去4-5年間のうち任意の1年間
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／過去4-5年間のうち任意の1年間
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／過去4-5年間のうち任意の1年間